

名古屋競馬の今後のあり方に関する提言

平成16年12月

名古屋競馬のあり方懇談会

名古屋競馬の今後のあり方に関する提言 目次

はじめに	1
1 競馬事業の社会的な役割	3
(1) 地方財政への寄与	
(2) 畜産振興への寄与	
(3) 健全なレジャーの提供	
(4) 就業機会の提供などの地域経済への貢献	
2 現状の分析	5
(1) 厳しい事業環境	
① 全国の状況	
② 名古屋競馬の状況	
③ 他の公営競技の状況	
(2) 競馬組合のこれまでの経営改善方策	
(3) 地元への配慮	
(4) 競馬関連施設の所有状況と維持管理	
(5) 不足していた経営の視点	
3 名古屋競馬の直面する課題	12
(1) 興行を行う者としての自覚と競馬関係者の協力	
① 興行を行う者としての自覚	
② 競馬関係者の協力	
(2) 名古屋競馬の特色の活用	
(3) 直面する具体的な課題	
① 施設改修の必要性	
② ナイター競馬の開催	
③ 電話投票の拡大及び専用場外発売所の開設、広域場間場外の展開	
④ 魅力あるレースの提供	
⑤ 改正競馬法に盛り込まれた内容への対応	
ア 他の地方競馬との連携	

- イ 中央競馬との馬券発売相互受委託
- ウ 三連勝式・重勝式投票法の導入
- エ 民間委託の推進
- ⑥ ファンサービスの充実等の新規イベント
- ⑦ 「あおなみ線」の開通にあわせた集客活動
- ⑧ 中京競馬場での開催
- ⑨ 弥富トレーニングセンターへの移転
- ⑩ 付帯事業収入の獲得と資産売却による資金調達
- ⑪ 企業会計制度の導入
- ⑫ 開催日数の縮小
- ⑬ 聖域なき経費節減
- ⑭ 国、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等への要請

4 今後のあり方…………… 24

(1) もはや経営再建は困難であり、廃止を決断すべきである。

- ① 最近における急激な売上の落ち込み
- ② 競馬制度上の問題
- ③ 生活・趣味の多様化
- ④ 施設改修の困難性
- ⑤ ナイター競馬開催の困難性
- ⑥ 財政支援の困難性
- ⑦ 資金繰りの行き詰まり
- ⑧ 笠松競馬の影響

(2) 期限を設けて再建のために最大限努力し、再建が困難となれば、速やかに廃止を決断する。

- ① PR活動の積極的な展開
- ② 施設の改修によるイメージアップ
- ③ 場外発売所の設置及び広域場間場外発売の展開
- ④ 魅力あるレースの提供
- ⑤ 新種馬券（三連勝式・重勝式）の導入
- ⑥ 電話・インターネット投票の拡大

- ⑦ 固定経費の削減
- ⑧ 国、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等への要請

(3) 廃止する場合に検討すべき課題

- ① 生活再建支援策（生活救済、再就職・住宅の斡旋）等、競馬関係者に対する十分な配慮
- ② 累積赤字及び事業廃止に伴う諸経費の処理方法
- ③ 名古屋競馬場、弥富トレーニングセンターそれぞれの処分方法

おわりに 3 2
------	-----------

参考資料 3 3
------	-----------

はじめに

愛知県下における競馬は、昭和23年に、県営競馬、市営競馬の第1回を岡崎競馬場で開催して以来、56年の長い歴史を持ち、この間、収益をあげるにより地方財政に大きく貢献してきたほか、畜産の振興に寄与しつつ、広く県民にはレジャーとして親しまれてきた。しかし、レジャーの多様化や中央競馬との競合、景気の低迷等により、発売額は、近年では、平成3年度をピークとして、その後は減少の一途を辿り、単年度収支も平成4年度以降は毎年度赤字となり、平成15年度末の累積赤字額は約37億円にまで膨らんだ。

このような事態に対して、愛知県競馬組合（以下、「競馬組合」という。）は、平成10年度から平成12年度は「競馬事業経営の改善方策」、平成14年度から平成16年度は「新しい経営改善計画」を定め、売上振興による増収と経費の節減に努めて来た。その結果、一定の効果はあったが、単年度収支は依然として赤字であり、厳しい経営状況となっている。この苦境に対処するため、競馬組合の構成団体である愛知県、名古屋市及び豊明市が一体となって、今後の名古屋競馬のあり方を検討するため、「名古屋競馬のあり方懇談会」を開催することとした。

名古屋競馬のあり方懇談会は、平成16年4月に第1回を開催して以来、7回の会議と5回の小部会を開催し、この間、名古屋競馬場及び弥富トレーニングセンターの現地調査、大井競馬場の現地調査、競馬関係代表者等及び競馬組合議会議員との意見交換などをそれぞれ行い、名古屋競馬及び全国地方競馬の実情や周囲を取り巻く諸条件及び将来への期待について、つぶさに調査するとともに、名古屋競馬についてのアンケート調査結果や愛知県中小企業振興公社による競馬組合の経営診断報告書（以下、「経営診断報告書」という。）も踏まえながら、精力的に議論を重ね、さまざまな角度から検討を行ってきた。

検討に際しては、委員全員が、名古屋競馬を取り巻く厳しい現状を認識しつつも、名古屋競馬の活性化に向けて考えられる、あらゆる方策について入念な調査と分析を行い、可能性を探るよう全力を傾注したところである。加えて競馬組合が極めて厳しい経営状況にあるという認識を踏まえ、名古屋競馬の存廃も含めて総合的に協議した。

以下は、今後の名古屋競馬のあり方について、その検討の結果を取りまとめたものである。

1 競馬事業の社会的な役割

名古屋競馬はこれまで、競馬事業の実施によって、地方財政への寄与、畜産振興への寄与、県民へのレジャー提供、就業機会の提供など地域社会に様々な貢献をしてきた。

(1) 地方財政への寄与

名古屋競馬は、収益金を構成団体へ繰出金として拠出することにより、地方財政へ寄与してきた。県内地方競馬事業全体の地方財政への繰出金は、昭和23年度から現在まで累計で約618億円にのぼり、昭和49年度には単年度で最高額の約67億円を拠出した。

累計約618億円のうち、愛知県へは約350億円、名古屋市へ約186億円、豊明市へ約43億円、豊橋市始め10市町村へ約39億円が配分され、この繰出金は、社会福祉及び教育文化の発展等に活用されており、各自治体の財政に大きく貢献してきた。

また、売得金は一定割合を公営企業金融公庫に納付することとされており、その納付実績は、競馬組合が発足した昭和61年以降、約81億円（単年度収支が赤字の場合は、翌年度に還付。還付実績約28億円）にのぼる。この納付金は公営企業に対する貸付金の利子軽減に活用され、地方財政にも間接的に寄与している。

(2) 畜産振興への寄与

地方競馬全国協会へ交付金を交付することによって畜産振興等へ寄与しており、その交付実績は、昭和61年度以降、約90億円にのぼる。この交付金は全国の馬の改良増殖その他畜産振興事業に活用されている。

(3) 健全なレジャーの提供

名古屋競馬場は、所在地の地域名を冠して「土古（どんこ）競馬場」の愛称でファンから親しまれるなど地域に根づいたレジャー提供の場となっており、かつて人々の生活と関わりの深かった馬の姿を眼前にしながらかつて勝ち馬の推理を楽しませることによる健全なレジャー提供と、地域の馬事文化を継承する側面も併せ持ってきたと言える。

(4) 就業機会の提供などの地域経済への貢献

競馬の開催により、競馬関係者や開催従事員に対して直接的な就業機会を提供するとともに、飲食業、サービス業、運輸業など間接的、副次的なものも含め、地域経済へ貢献してきた。

このように名古屋競馬は、地方競馬として果たすべき社会的な役割を、これまで十分に担ってきたといえる。

2 現状の分析

(1) 厳しい事業環境

① 全国の状況

- 我が国の競馬制度は競馬法（昭和23年法律第158号）で定めるところにより、特殊法人の日本中央競馬会が施行する中央競馬と地方公共団体が施行する地方競馬の二本立ての形となっている。

地方競馬を施行することができるのは都道府県のほか、地方競馬場が存在する市町村等で総務大臣が指定した市町村に限定される。

地方競馬の施行者は全国で59団体となっているが、うち54団体が一部事務組合を設立して競馬を開催しており、主催者は18団体、また、地方競馬が開催されている競馬場は24場となっている。（平成16年4月1日現在）

- 地方競馬全体の売上は、平成3年度の約9,862億円をピークに減少し、入場者数も平成3年度の約1,466万人以降減少（ピークは昭和49年度の約2,580万人）を続けている。

平成15年度の売上は、約4,450億円とピーク時の約45%まで低下したことから、地方競馬の経営状況は、全国的に大変厳しい状況にあり、15年度決算見込みでは、わずかに4主催者のみが黒字という状況である。

- こういう状況の中で、平成13年度からは廃止や撤退が相次いでいる。13年度には、大分県中津競馬組合と新潟県競馬組合が廃止し、宇都宮市が撤退した。14年度には、島根県益田市が廃止し、栃木県足利市が廃止・撤退した。また、15年度には、山形県上山市が廃止するなど、ここ最近で6主催者が廃止・撤退している。さらに、この他にも、16年度になって、栃木県と群馬県競馬組合が今年度限りで廃止を決定し、笠松競馬においては、存廃を検討してきた「笠松競馬経営問題検討委員会」が「速やかに競馬事業を廃止すべき」とする報告書を取りまとめた。

② 名古屋競馬の状況

- 昭和24年6月に第1回県営名古屋競馬を開催して以来、昭和49年度までは売上も右肩上がりであり、この時には過去最高である約735億円の売上、入場者も過去最高の約292万人を示した。

しかし、その後は、国民のレジャーの多様化等の影響を受け、売上はしだいに減少し、経営状況が厳しくなってきた。この状況に対応するために、競馬事業の合理化及び一元化を図ることとし、それまでは、愛知県、名古屋市及び豊明市がそれぞれ競馬事業を実施し、名古屋競馬場管理組合が施設管理を行っていたが、昭和61年4月1日に「愛知県競馬組合」（構成団体：愛知県、名古屋市、豊明市）が発足した。

- その後、しばらくは売上も順調に伸び、平成3年度には、競馬組合発足後のピークである約608億円の売上を示したが、昭和49年度の売上収入を超えることはできなかった。その後も笠松競馬場、中京競馬場、金沢競馬場との広域場間場外発売やサンアール弥富（平成12年10月開設）、サンアール磯部（平成13年5月開設）の専用場外発売所を開設し、売上振興に努めたものの、馬券売上収入は減少を続け、単年度収支は平成4年度から平成15年度まで、12年連続して赤字となっている。

平成8年度には基金も底をつき、それ以降は、実質収支も赤字となり、平成15年度末の累積赤字は約37億円となっている。なお、平成16年度も、引き続き経営状況は厳しく、第17回開催終了時点（12月3日現在）において1日当たりの売上は、約1億2,200万円強で、昨年度の売上と比較すると80%程度に止まっているという状況であり、これを平成8年度の売上と比較すると約60%にまで落ち込んでいる。

- こうした厳しい状況は、地方競馬全体に共通であって、地方競馬の売上は、入場者数の減少と入場者1人当たりの購入単価の減少が相乗して、急速に減少している。その主な原因として、国民の生活スタイルや趣味の多様化、バブル崩壊後の景気の低迷等が言われており、当然、現在の名古屋競馬にも当てはまることである。

また、それ以外に、施設の老朽化による競馬場の魅力減、J R A を始めとする他の公営競技との強い競合が挙げられる。

年度	馬券売上		入場者数		1人当購入単価	
	(百万円)	前年比%	(千人)	前年比%	(円)	前年比%
H8	35,807	89.5	1,056	95.4	33,900	93.6
H9	35,349	98.7	1,079	102.2	32,800	96.8
H10	34,630	98.0	1,100	102.0	31,500	96.0
H11	34,095	98.5	1,101	100.1	31,000	98.4
H12	30,905	90.6	1,078	97.9	28,700	92.6
H13	29,636	95.9	1,083	100.5	27,400	95.5
H14	26,655	89.9	1,066	98.5	25,000	91.2
H15	21,607	81.1	991	92.9	21,800	87.2

H16の1日当たりの馬券売上(12月3日現在) 122百万円 (対前年同期比 80.9%)
H16の1日当たりの入場者数(12月3日現在) 5,996人 (対前年同期比 86.0%)
H16の1人当たりの購入単価(12月3日現在) 20,400円 (対前年同期比 94.1%)

③ 他の公営競技の状況

- まず、中央競馬であるが、昭和23年に競馬法が施行され、国営競馬として実施された。昭和29年からは、日本中央競馬会法に基づき、「日本中央競馬会(いわゆるJ R A)」に競馬の資産、施行権等が移管され、以後、施行者は「J R A」となっている。現在は全国10ヶ所の競馬場(東海地区は中京競馬場)と、全国33ヶ所の場外発売所(通称ウインズ)(東海地区は名古屋尾頭橋のウインズ名古屋)を設置し、国民に健全な娯楽を提供している。

J R Aは豊かな資金力により情報通信技術を積極的に活用し、土・日曜日を中心に、全国を商圈に組み込むとともに、魅力あるレースや集客効果のあるファンサービスを提供することにより、大きく売上を伸ばしてきた。ピーク時である平成9年には約4兆円もの売上を示した。これは、地方競馬全体の売上のピーク時である、平成3年の約4倍であり、その差は歴然としている。

しかし、中央競馬も国民の趣味の多様化やバブル崩壊後の景気の低迷の影響を受け、平成9年を境に、売上は徐々に減少してきており、平成15年の売上は約3兆円と、ピーク時の約75%という状況である。

- ・ 他方、競馬以外の公営競技として、競輪、競艇、オートレースがある。いずれも全国統一であり、特にSG競走やGI競走等の大レースは、全国で場外発売が実施され、その意味では、中央競馬同様、全国が商圈である。東海3県には、名古屋競輪、一宮競輪、豊橋競輪、岐阜競輪、大垣競輪、四日市競輪、松阪競輪の7つの競輪場と、常滑競艇、蒲郡競艇、津競艇の3つの競艇場が設置されている。

売上については、3競技とも地方競馬同様、平成3年度がピークであるが、この年以降減少し続けている。特に競輪とオートレースについては、4年度から15年度まで、12年連続で前年度実績を割り込んでいる状況であり、平成15年度の売上は、3競技ともピーク時の概ね50%以下という状況である。

(2) 競馬組合のこれまでの経営改善方策

- ・ 平成4年度以降売上が大幅に減少してきたため、競馬組合は、この苦境を打開するため、同年度以降、毎年、単年度ごとの経営改善項目を定めるなど、売上の向上や経営の合理化に努め、次の取組を行った。

〔売上振興策〕 広域場間場外発売の開始（笠松競馬場、中京競馬場、
金沢競馬場）

中央・地方の有名馬・騎手招待競走の実施

大型映像装置（グランビスタ）の設置

ナイター競馬の検討 等

〔経営合理化策〕 職員の削減

従事員賃金の抑制

自動発売機、払戻機の導入

賞金・諸手当の見直し 等

※ 職員：「県派遣職員及びプロパー職員」をいう。

※ 従事員：「馬券発売業務等に従事する、臨時的に任用された職員」をいう。

- ・ 平成8年度には実質収支が赤字となったため、平成9年8月に、平成10年度から12年度までの「競馬事業経営の改善方策」を策定し、次の取組を行った

〔売上振興策〕 専用場外発売所の設置（弥富町、三重県磯部町（現志摩市））

広域場間場外発売の開始（岩手競馬場）

J R A交流競走の実施 等

〔経営合理化策〕 職員の削減

職員給与及び従事員賃金の抑制

従事員の離職によるパート化

賞金・諸手当の見直し 等

- ・ さらに、この方策の実績と、平成13年度上半期の売上状況を踏まえ早期の単年度収支の黒字化と収支均衡による安定した競馬経営を目指すため、平成13年11月には、平成14年度から16年度までの3ヶ年の「新しい経営改善計画」を策定し、次の取組を行った。

〔売上振興策〕 シアター恵那での場外発売開始

広域場間場外発売日数の拡大

J R A交流競走の拡大 等

〔経営合理化策〕 職員の削減

従事員の離職によるパート化

自動発売機、払戻機の導入

賞金・諸手当の見直し

開催諸経費の前年度15%カット 等

〔収支の目標〕 14年度収支均衡、15年度は5千万円・16年度は7千5百万円の黒字化

本年度は「新しい経営改善計画」の最終年度であり、開催諸経費等は当初の計画以上に厳しく削減したものの、それを上回る馬券売上の減少傾向が続き収支均衡に至らず、平成14、15年度の両年度に引き続き、目標達成は困難な状態である。

- ・ また、ナイトー競馬の実施に向けて平成8年には「名古屋競馬場連絡協議会」において、各学区と話し合いの機会を設け、ナイトー開催が地域住民の迷惑にならないよう、違法駐車防止対策、夜間照明の光

公害対策、実況放送の騒音防止対策などを説明したが、地元の同意が得られず、ナイトー競馬は実施できなかった。

(3) 地元への配慮

- 名古屋競馬場周辺は、3つの小学校の学区を有する地区であり、地元との共存は非常に大切な課題である。地域の要望に応じて、競馬場では競馬場会館の体育室、図書室、卓球場、大会議室を地元住民に無料で開放してきた。

また、3つの学区及び1つの町内会には周辺の環境整備のため、昭和27年度から今まで、総額約12億円の補助金を交付してきた。

- トレーニングセンターのある弥富町に対しては、昭和48年の厩舎建設に伴う特別財政援助要請を受け、厩舎関連公共施設整備として昭和49年度から補助を始め、これまでに総額約24億円の交付を行ってきた。また、平成5年には、模擬ナイトーというかたちで、トレーニングセンターで地域住民とイベントを催した。

(4) 競馬関連施設の所有状況と維持管理

- 競馬組合が運営する施設は、次の表のとおりであるが、このうち、名古屋競馬場、弥富トレーニングセンター、サンアール弥富は競馬組合が所有している財産である。

施設名	名古屋競馬場	弥富トレーニングセンター	サンアール弥富	サンアール磯部
所在地	名古屋市港区	海部郡弥富町	同左	三重県志摩市
開設年	昭和24年	昭和52年	平成12年	平成13年
面積	219,018㎡	765,022㎡	トレーニングセンター内	1,033㎡

※競馬場と弥富トレセンの面積は敷地面積。サンアール磯部は借用でその面積は建築面積。

- このように、専用場外発売所の新設を積極的に進めた反面、名古屋競馬場及び弥富トレーニングセンターについては特に老朽化が激しい。
名古屋競馬場の主な改修としては、昭和63年に第2スタンドに特別観覧席を設置、平成3年に同じく第2スタンドにグリーンホール

を設置して以来、大規模な施設改修は行わず、現在に至っている。

また、弥富トレーニングセンターは、将来の本場移転の可能性も含めて開所されたものであるが、昭和52年の開所以来、大規模な施設改修は行っていない。

(5) 不足していた経営の視点

競馬組合は、一部事務組合であるが、収益の確保を目的とする点では民間企業と同じである。これまでも、競馬組合及び構成団体は、売上振興策や経営合理化策などの努力は行ってきたが、競馬事業を継続して行くための計画運営を行うという視点が不足しており、将来の再投資を考慮してこなかった。

地方財政への貢献という役割から、これまでに累計で約618億円の繰出が行われた事実はあるが、このような役割を重視するあまり、減価償却や設備の再整備に必要な資金まで繰出したことが、平成15年度末で約37億円の累積債務を抱えるまでになった原因の一つであると言っても過言ではない。

3 名古屋競馬の直面する課題

本懇談会は、名古屋競馬の現状分析により把握されたさまざまな課題について、分析と検討を行った。

(1) 興行を行う者としての自覚と競馬関係者の協力

① 興行を行う者としての自覚

- ・ 競馬法の規定により、日本の競馬制度は世界の他の国にない中央競馬と地方競馬の2種類となっている。中央競馬が、土・日曜日を中心に全国展開し、売上を伸ばす一方、地方競馬は平日を中心に自己完結型でローカルな競馬を開催せざるを得ない二重構造の中、競馬組合は今まで経営改善に努力してきた。それにもかかわらず、現在は約37億円の累積赤字となっているように、この延長で経営を続けても、経営改善は極めて困難である。
- ・ そもそも、競馬事業が果たす社会的役割に着目して、地方自治体が競馬を行っている以上、その行政目的を達成せねばならない。そのためには、競馬事業が収益を上げて事業として成り立つようコスト意識をもった上で、売上振興を図ることが求められるが、累積赤字が増大している状況は、それだけでは足りないことを示している。
- ・ 競馬は、ファンがあってこそ成り立つものであり、競馬組合としては、顧客である競馬ファンからみれば、「競馬は娯楽を提供するサービス産業の1つ」と捉えられているという自覚をすべきであった。

② 競馬関係者の協力

経営にあっては、経営を行う者だけでなく、競馬組合全職員の意識改革と競馬関係者の協力が必要である。これまでは、職員及び競馬関係者の相互協力や経営参画への意識が希薄であり、それぞれの関係者毎のまとまりはあっても、それは、総じて競馬場内の自己完結に終わる活動であった。地元の市民や県民にもっと名古屋競馬を良く知って貰い、理解して貰うためには、みんなで名古屋競馬を良くしていこうと努力する姿勢を対外的に示さなくてはならなかった。

そのためには、まず、競馬関係者が一致団結し、また、主催者とも共同して行くことが必要であった。

(2) 名古屋競馬の特色の活用

名古屋競馬は人口集積地である名古屋市のなかにあり、交通網も発達していることから地の利を生かし、競馬ファンにとっても身近な競馬場として経営改善に活かすという考え方が必要であった。

(3) 直面する具体的な課題

① 施設改修の必要性

- ・ 本懇談会として、名古屋競馬場と弥富トレーニングセンターの現地調査を実施したが、現在の施設は、然るべき維持修繕をしておこなったことにより、老朽化が激しく、外装や内装の破損や汚れもひどい。また清掃費を削減した結果、清掃も行き届かず、魅力が乏しい施設となっており、ファンサービスという点からみると、とても競馬を楽しむという環境にはない。少しでも明るく、清潔感あふれる競馬場として、新規ファンの来場促進やファンのリピート化を実現させ、売上の向上を図ることが必要であった。

今の施設のままでは、とても競馬場に足を運ぶという気にはなれず、益々ファン離れが進むと思われ、本場への来場者が大幅に減少してきている一つの大きな要因と考えられる。

- ・ そのための維持修繕費用としては、競馬場のスタンドの外裝修繕などに2億円、耐震改修に3億円、その他の維持修繕費用として10億円から20億円程度、弥富トレーニングセンターは10億円から20億円が必要とされており、これらの合計金額は25億円から45億円となる。しかし、改修による来場客増加の効果については、経営診断報告書において、第1スタンド、第2スタンドの外裝修繕に2億円を投入しても、入場者の減少率を5%程度改善するに止まり、単年度収支を黒字化するには至らないとされている。

② ナイター競馬の開催

- ・ ナイター競馬については、競馬組合が実施したアンケート調査で名古屋競馬ファンからの開催希望が強いことや、経営診断報告書の結果、大井競馬場の現地調査の結果などから、導入により、1日当たりの馬券発売額がナイター開催前と比較して、ナイター開催日は30%アップ、昼間開催日は同額となるものと推定される。

このナイター競馬の開催により、馬券売上収入増加の一定の効果が期待できる理由は、夕方以降に自由時間を持つ人たちを新規の顧客として獲得できること、及び、ナイター開催の雰囲気演出効果をあげることである。従って、その効果を発揮するためには、ナイター開催だけではなく、プラスアルファが必要であり、観戦施設、飲食施設等の大規模改築改修も併せて検討されねばならない。

- ・ 競馬関係者からは、「名古屋競馬を存続して欲しい。そのためには、ナイター競馬を実施して欲しい。」という声もあった。しかし、現在、全国的に地方競馬の馬券発売額が急速に減少を続けているという厳しい環境においては、その効果は暫定的で、市場規模の縮小傾向を反転させるだけの力はない。加えて、ナイター競馬開催には大きな投資が必要であることから、総合的な結果としては、現在の赤字経営からの脱却はできないため、現時点では採りうるべき方策とは考えられない。

③ 電話投票の拡大及び専用場外発売所の開設、広域場間場外の展開

- ・ 南関東4場（大井・川崎・浦和・船橋）の馬券発売額における電話投票の比率を見ると、平成10年度には6.4%であったものが、平成14年度には8.3%と増えている。

同様に、名古屋競馬でも、平成10年度では2.1%であったが、平成14年度では3.6%と増えており、また、テレビの映像で競走を観戦する場外売場の発売額の方が本場よりも多くなっている。この様に、競馬ファンは、映像によるバーチャルファンに移っているため、インターネット・電話投票の拡充は売上げ向上に有効と考えられる。

- ・ 具体的には、インターネットを活用したリアルタイムのレース映像の放映やD-net 会員の拡大を行うとともに、ネットバンクを利用し

た電話投票システムの早期導入などである。その際にも、中央競馬が持つ圧倒的な宣伝力に対抗するためには、名古屋競馬単独では不利であるため、他の地方競馬場との連携強化が必要となると考えられる。

- ・ また、専用場外発売所の開設については、設置場所を的確に選定し、予定する売上規模に見合った無理のない設備投資に止めること、株式会社日本レーシングサービス（NRS）や全国公営競馬主催者協議会なども絡めて、他の地方競馬主催者と共同で設置することなどが考えられるが、そのためには相当の期間を要する。

このことは、経営診断報告書でも、ミニ場外1か所あたり、1年間で約6,500万円（利益率9.1%）の利益がでるものと推計されているが、一方で、地元対策や設置手続に相当な時間を要するという問題点も指摘されているとおりでである。さらに、商圈の拡大を図る上では、広域場間場外発売を積極的に展開する必要がある。

④ 魅力あるレースの提供

競馬の第一の魅力は観客をワクワクさせる面白い競走である。競馬経営の商品である競走に魅力がなければ、ファンが離れてしまう。

競走の要素は、「馬」と「番組」である。「馬」においては、より強い馬づくりやスターホースの育成が重要である。また「番組」においては中央競馬や他の地方競馬との交流競走の充実、話題性のある馬や騎手の招待競走、広く公募による冠レースの積極的な導入などを行い、来場意欲や購買意欲を喚起することが必要であり、この他にも、他の地方競馬と案を出し合ったり、民間に発案を委託するなどの方法により、驚きのあるレースを実施することが望まれた。

⑤ 改正競馬法に盛り込まれた内容への対応

ア 他の地方競馬との連携

- ・ 今回の競馬法改正により、地方競馬主催者が事業収支の改善を図るための連携化計画を作成し、共同設置したトータリゼータシステム（オッズの表示や計算、発券、払戻し等をコンピュータにより行うシステム）等の施設整備に対して、地方競馬全国協会から補助が

受けられることとなった。

- ・ 笠松競馬場とは、今までも開催日程の調整、競走馬・騎手の相互交流、馬券の相互発売などの部分的な連携には取り組んで来た。

しかし、今後は、施設の共同設置、共同トータリゼータシステムの導入による経費の削減、従事員の共通化や共同広報などの連携強化が考えられるが、笠松競馬場については、今後のあり方が流動的である。また、それ以外の金沢競馬場、園田競馬場との連携については、東海・北陸・近畿地区全体の課題として、笠松競馬場との連携に準じた取組が考えられるが、笠松競馬場と比較して地理的な制限が大きく難しい。

イ 中央競馬との馬券発売相互受委託

競馬法改正に伴い、中央競馬と地方競馬との馬券発売の相互受委託の規制が緩和されることとなった。

競馬組合が中央競馬の馬券の受託発売を行うには、経営診断報告書によると、自動発売機、自動払戻機等の新規導入に、6億円以上の投資が必要とされており、投資額を考えると、受託手数料率や受託開始後の地方競馬ファンの増減など、採算性を十分に見極める必要がある。

また一方、名古屋競馬の馬券発売を中央競馬へ委託することは、全国的な問題であるが、中央競馬が地方競馬の馬券発売を受託することに対して積極的でないため、早期実現が難しい。

ウ 三連勝式・重勝式投票法の導入

- ・ 地方競馬では、現在9種類の投票法が認められているが、名古屋競馬では6種類で、三連勝式投票法は行っていない。三連勝式を導入した他の競馬場の事例では、三連勝式の購入者が増加して、入場者が増えたものの、反面、売上単価が下がり、売上増には必ずしも結びつかないという結果もあり、三連勝式の導入が購買単価の引き上げや売上の向上に繋がる効果はあまり期待できない。実際に、大井競馬場では、平成14年度から三連勝式を導入し、発売額全体の約32%が三連勝式となっているが、1日当たりの発売額は3.3%

減少している。

- しかし、三連勝式投票法は、他公営競技や中央競馬においても導入が進み、地方競馬においても順次、導入が図られている。平成16年4月1日現在では、18主催者のうち9主催者が三連勝式を導入している。

このため、他場との連携化、広域場間場外発売及び中央競馬との馬券の相互発売などを進めていく上においては、三連勝式がないことが妨げとなる。

- また、競馬法改正で、重勝式という、極めて的中率は低いが的中したときには高配当が期待できる新種の馬券の導入が平成17年1月以後は可能となるが、いずれにしても、三連勝式・重勝式の導入に当たっては、かなりの投資金額が必要となるため、実施する場合の投資金額や後年度負担を見極めるべきである。

エ 民間委託の推進

- 競馬法改正により、平成17年1月1日から、勝馬投票券の発売、競馬場内外の警備、入場料徴収について民間へ委託できることとされた。さらに、競馬番組の決定、出走申し込み受付、検量、発走の合図といった競走の実施事務は、農林水産大臣の承認を受け設立された公益法人へ委託できることとされた。しかし、競馬の根幹事務である開催日時の決定、使用する競馬場及び場外設備の決定、払戻金の額の決定などは、引き続き主催者である地方公共団体が行わなければならない。
- このように、今回の法改正で民間委託が可能となった範囲には制限があるが、民間業者への外部委託には、今まで、地方公共団体では考えられなかった独創的な発想と、商機をとらえる機敏な動きがあるので、コストの削減と売上げ向上の両面の観点から、委託が可能かどうかを検討する必要がある。なお、民間委託は競馬事業の効率化をもたらすと考えられる反面、持続的、安定的に事業が実施さ

れるかどうか、競馬運営に現在携わる人々の生計に与える影響はどうかなどが考慮されなければならない。

- ・ 馬券のインターネット販売については、同時映像配信、インターネット上の出走馬の戦績表、予想、オッズ等により、新規ファンの開拓につながる可能性は考えられる。しかし、現在の競馬ファンの減少や地方競馬と中央競馬との競争力の差を考えた場合、どれだけ売上拡大が見込まれるかについて不確定な要素が多い。

なお、ライブドアから地方競馬主催者と共同で公益法人を設立し、その公益法人に競馬開催業務を委託する方法が提案されているが、その提案内容には、資産の提供や、赤字補填など、具体的に解決すべき課題がある。競馬事業の単年度収支の黒字化が見込めない以上、競馬場の資産を公益法人に提供することはできないし、また、構成団体から公益法人に赤字補填することは認められるべきではない。従って、新たなリスクが発生する危険性がある以上は安易に委託することは避けなければならない。

⑥ ファンサービスの充実等の新規イベント

さまざまなイベントを行うことは、来場者に変化と楽しさを感じさせるものであり、来場意欲を刺激する重要な手段である。中小企業振興公社の経営診断報告書では、イベント開催日には3%の集客効果があると指摘されている。

イベントについては、経費をかけることなく、マスコミ等に興味を持って取材されるようなアイデアを出して、できる限り速やかに、かつ、積極的に行うべきであった。また、イベント内容の決定や実施に当たっては、地元や社会に対して、貢献していくという観点も重要であった。

⑦ 「あおなみ線」の開通にあわせた集客活動

- ・ 平成16年10月6日に西臨港線「あおなみ線」が開通し、名古屋駅から最寄駅の「名古屋競馬場前駅」までは直通12分、駅から徒歩わずか5分という好立地となった。公共交通機関の利用によるアクセスは、これまで市営地下鉄と市バスを乗り継ぐ以外なかったため、新

線開通により競馬場来場者の快適性や利便性が高まっただけでなく、施設名称自体が駅名となったことによって、名古屋競馬の認知度や地域密着度が一層向上すると期待されるが、来場者の増加につなげるためには、積極的なイベント開催や広報活動が必要である。

⑧ 中京競馬場での開催

- ・ 中京競馬場は、中央競馬を開催する目的で造られ、競馬場を所有する名古屋競馬株式会社から、J R Aが年間契約して使用している競馬場である。競馬組合が使用する場合は、J R Aの開催に支障がない範囲とすることとなっている。
- ・ J R Aは、一年のうち3月、5月下旬から6月中旬、12月の約3ヶ月間、中央競馬を開催しており、その間は競馬組合が使用することはできない。また、その他の時期も、土・日曜日はJ R Aが場外馬券発売所として、年間を通じて使用している。競馬組合が競馬を開催できるのは、一週間でみると、トータリゼータシステム切替に必要な月・金曜日は使えず、火・水・木曜日の3日間限定される。このため、現在、競馬組合は130日競馬を開催しているが、およそ100日程度まで減少することが見込まれる。
- ・ 現在、J R Aの中京競馬場使用日数は、場外馬券発売所として使用する場合も含めて105日間であるので、これに名古屋競馬の開催日数約100日間を加えると、年間の使用日数が倍増となることから、あらためて中京競馬場周辺の住民同意を得る必要がある。
- ・ 中京競馬場は、耐震改修等の計画があり、改修が行われる場合には、最大1年以上、名古屋競馬が開催できなくなる。さらに、通常の施設改修が行われると、J R Aの開催日程に合わせて工程が組まれるため、開催に当たって使用範囲に制限を受けるおそれがある。
- ・ また、競馬開催を、全て中京競馬場で行った場合、収入面では、過去の実績から試算すれば、概ね15%の売上増が見込まれるものの、

支出面では、賃金、警備費等の10%強のコストアップが見込まれるため収支の好転は難しく、ほぼ施設借上料分だけ赤字額が拡大すると見込まれる。

⑨ 弥富トレーニングセンターへの移転

- ・ 弥富トレーニングセンターは、名古屋競馬場の南西郊外に位置し部分的には工場地域が隣接するものの、周辺は田畑に囲まれた市街化調整区域という環境である。一方、交通のアクセスについては公共交通機関が近くになく、車での来場が主体とならざるを得ない。敷地は約77haと広大で、練習馬場、競馬管理施設、厩舎、管理運営用施設、関係者用宿舍等の施設を有している。

こうした立地条件及び施設の状況から、移転の前提条件として、既存施設を一部改修して最大限利用しつつ、競馬開催に必要なスタンドやパドック、パトロールタワー及び来場者用駐車場などを新規に建設することが必要であるが、ナイトー競馬を開催するにあたっての周辺環境面からの制約は、現在の名古屋競馬場と比較して相当程度低いものと思われる。

- ・ しかしながら、弥富へ移転した場合は、距離及び時間からみた隣接地域の人口が現在の名古屋競馬場に比較して少ないことと、公共交通機関によるアクセスが不便であることから、名古屋競馬本場よりも集客力が相当に劣る。仮にナイトー競馬を開催した場合の増収効果が期待できても、収支の黒字化は困難である。

⑩ 付帯事業収入の獲得と資産売却による資金調達

競馬場を競馬事業以外の事業へ利用することにより、競馬以外の事業収入の獲得が期待でき、さらに、それらの利用者が新規ファンに結びつく可能性もあるが、一部事務組合である競馬組合が施設を所有し、管理している現状では、そうした柔軟な利用には制度的な制約もある。そこで、施設所有者と競馬施行者を分離等することによって、民間業者の参入により弾力的な企業的経営を導入する方法もある。

また、多額の累積赤字を抱えるなか、資金調達が困難になっており、

必要な設備投資ができない。このため、設備投資の必要性和投資効果を見極めた上で、資産の売却益による資金調達も考えなくてはならない。

⑪ 企業会計制度の導入

今まで、会計方式が官庁会計方式であり、予算執行が弾力的に行われにくく、適切な投資の妨げとなっていた。また、資産の評価や減価償却費の計上がなされていないため、競馬事業の実際の収益状況が不透明になりがちで、県民に対して競馬事業を理解して貰う上での障害となっており、このことが、競馬施設への投資方法や利益金の配分のあり方にも影響を与えていた。企業会計制度の導入によって、弾力的な予算執行を可能にし、競馬事業の経営状況を明確にすることができる。

⑫ 開催日数の縮小

平成15年度の名古屋競馬の開催日数は136日であり、これは、全国的に見ても、兵庫県競馬組合の170日、北海道市営競馬組合の153日に次いで多いが、開催日数に見合うだけの売上が上がっているとは言い難い。もはや、名古屋競馬場本場の入場者数及び売上が大きく減少しているという中であって、開催日数を少しずつ削減するという対応は通用しない。

⑬ 聖域なき経費節減

- ・ 競馬は、売上の75%を馬券払戻金として支払わなければならない。そして、その残りの経費の中で競馬事業を運営していかなければならない。このため、採算に合わなければ固定経費の中で、大きなウエイトを占める賞金・諸手当、人件費、業務委託費等を思い切って削減することも必要であった。
- ・ 競馬組合は、これまでも積極的な経費節減に努めてきたが、経営診断報告書において、賞金・諸手当、従事員賃金及び職員給与については、他の地方競馬場と比較して割高であると指摘されている。これらの経費については、競馬関係者の理解と協力を得ることにより、経費の圧縮を図る必要があった。

- ・ しかし、賞金については、競走馬が勝ち上がっていくことがファンの共感が得られる一つの要素であることを考えると、ファン重視の視点に立って魅力あるレースを提供するために、固定費のうち、賞金・諸手当に配分可能な財源をどのように賞金と諸手当とに配分するか、その配分が重要である。

加えて、賞金・諸手当は、馬主の意欲や、調教師、騎手及び厩務員等の生活を支えるものであるため、強い競走馬が流出して、却ってレースの魅力がなくなったり、調教師、騎手及び厩務員等の競馬関係者の士気が低下したりすることのない様に配慮することも必要であった。

- ・ なお、トレーニングセンターの立地している弥富町に対しては、昭和49年から現在に至るまで、トレセン周辺の道路、橋梁、小中学校整備等へ補助金を交付してきたが、競馬関係者からも強い削減要請があったことを考えると、弥富町とも十分調整しつつ、補助金の削減又は廃止を検討する必要がある。
- ・ さらに、それら以外の固定費についても、聖域なき削減を行い、経営改善を図る必要がある。

⑭ 国、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等への要請

- ・ 地方競馬の経営状況は、ますます厳しさを増し、その経営の立て直しは各主催者の重要かつ喫緊の課題となっている。この原因は、地方競馬主催者自身に起因するものもあろうが、我が国の競馬が中央と地方の二重構造になっているという構造的要因が極めて大きいと考える。
- ・ 国は、「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」の提言や地方競馬主催者の「地方競馬の振興について」の要望活動等を受け、競馬制度の見直しを行い、平成16年6月9日に競馬法の一部改正を公布した。施行は平成17年1月1日であるが、この制度改正で、農林水産省は、地方競馬側からの要望はできるだけ盛り込んだとしている。
- ・ しかし、地方競馬側からみると、「中央競馬と地方競馬が共存共栄で

きる競馬制度の確立」や「地方競馬の経営健全化への支援拡充」などを強く要望してきたにも係わらず、今回の改正は、これらの要望とはかけ離れた内容であって、競馬制度の抜本的な改革となっていないことから、地方競馬の経営再建の見通しが立てられる状況にはなっていない。

以上、直面する課題について経営改善策を含め検討してきたが、有効性を判断するにあたって、不確定の要素が多く、その効果推計が難しいものもあった。そのうえで、実現の難易度や費用対効果を考えると赤字脱却につながらないという意見が多かったが、まだ可能性の残された施策もあるのではないかという意見もあった。

4 今後のあり方

名古屋競馬は、五十有余年にわたって開催されており、現在もなお、根強い競馬ファンを持っている。これまで、その収益によって、関係地方自治体財政へは約618億円と大きく寄与してきており、多くの競馬関係者の雇用も確保している。また、県民・市民に対しては、健全なレジャーとして提供を続けてきた。

しかし、バブル経済の崩壊、生活・趣味の多様化等の影響と、競馬制度上の問題から、売上が大きく減少し、平成4年度からは毎年収支が赤字となり、平成15年度末の累積赤字は約37億円という大変厳しい経営状況となっている。

また、平成16年度上半期の馬券売上実績を見ると、経営診断報告書で見通しされた売上予測をさらに下回る、競馬組合発足以来の急激な落ち込みであり、このままではさらに累積赤字額が拡大する恐れが強い。

今後もこの赤字状態が続けば、その結果は、競馬組合の構成団体である愛知県、名古屋市、豊明市の財政負担を増大させ、ひいては、愛知県民、名古屋市民、豊明市民に大きな負担を強いることになりかねない。

さらに、このような事業を公的な負担のもとに継続することは難しく、早急な対応が求められている。

本懇談会としては、名古屋競馬の厳しい現状及び改善策の収益性、即効性の検討を踏まえ、直面するさまざまな課題について検討してきたが、今後のあり方の基本的な方向については、「もはや経営再建は困難であり、**廃止を決断すべきである。**」という意見と、経営改善の可能性があるならば、存続の途を探るべきとして「**期限を設けて再建のために最大限努力し、再建が困難となれば、速やかに廃止を決断する。**」という意見があった。

いずれにしても、一刻の猶予も許されない事態に直面しているものと考え、これを打開するための決断をする時は今回以外にはないとの認識で一致したが、本懇談会としては、二つの意見を一つにまとめるのは適当でないと判断し、意見を併記することとした。

(1) もはや経営再建は困難であり、廃止を決断すべきである。

- ・ 地方競馬の目的は、地方財政への寄与、畜産の振興、健全なレジャーの提供といった、三つの目的があるとされているが、この中の第一の目的である地方財政への寄与をしていないという現状においては、名古屋競馬を開催するという今日的な意義は認められない状態となっている。
- ・ 経営診断報告書の見通しによると、名古屋競馬は現在多額の累積赤字を抱えており、このまま何もせず推移すれば、さらに赤字額が膨らみ、平成20年度には約86億円に膨らむと予想されている。また、経営改善を図るための応急対策やナイター競馬等の売上振興策を行っても、赤字額は一時的に縮小するものの、根本的な赤字解消には結びつかず、平成20年度には約59億円、平成23年度には約85億円に膨らむと予想されている。その結果は、構成団体の負担増につながり、県民、市民に負担を強いることにより強い批判を招くこととなる。さらに、以下に掲げるような問題点があり、起死回生の経営改善策は無いに等しいと言え、そのような中で、名古屋競馬を存続する意義を認めることはできない。
- ・ したがって、責任を持って単年度黒字に転換し、赤字を解消できる振興策を提案出来ない以上、廃止を決断すべきである。

① 最近における急激な売上の落ち込み

競馬組合は、平成10年度から12年度まで、「競馬事業経営の改善方策」、さらに、平成14年度から16年度までは、「新しい経営改善計画」を策定し、売上振興策及び経営合理化策等を実施した。また、経営合理化については、計画以上の達成をしてきたにもかかわらず、それ以上に、馬券売上収入の落ち込みが激しく、単年度収支の黒字化という目標達成には至っていない。

特に最近の馬券売上の減少は急激であり、平成15年度の売上は、前年度の81.1%で、実質収支が赤字となった平成8年度の60.3%となっている。平成16年度の1日当たりの馬券売上も、

第17回開催終了時点(12月3日現在)で前年度同時期の80.9%まで落ち込んでいる。

また、これまでは1人当たりの購入金額の減少が主な要因であったのが、平成16年度からは入場者数も一層落ち込んでいる。平成15年度の入場者数は前年度の92.9%で、これは平成8年度の入場者数と比較しても93.8%に止まっていたが、平成16年度の1日当たりの入場者数は第17回開催終了時点(12月3日現在)で前年度同時期の86.0%と大きく減少しており、極めて深刻な事態である。

② 競馬制度上の問題

中央競馬と地方競馬の二重構造が解消されない限り、魅力あるレース内容や圧倒的なPR力を有する中央競馬へのファン流失は避けられない。

また、地方競馬主催者は、単年度収支が赤字であっても、売得金の約1%を地方競馬全国協会へ交付することが競馬法で定められており、名古屋競馬は単年度収支が赤字となった平成4年度から平成15年度までの累計で約47億円交付しており、このことが経営を圧迫している。

今回、競馬法の改正が行われたが、こうした競馬制度の抜本的な改革となっておらず、地方競馬の経営再建に結びつけることは極めて難しい。

③ 生活・趣味の多様化

生活・趣味の多様化が進むことで、競馬ファンが急速に減少しつつある。この傾向は今後も続くと思われ、また、それは特に若年層に顕著であるので、新規ファンの開拓は極めて難しい。

④ 施設改修の困難性

現在の老朽化した施設では、新規ファンの来場促進やファンのリピーター化は到底、無理である。そのために、施設改修が必要であるが、経営診断報告書によるとそのための必要投入額は競馬場だけで15億円から25億円、弥富トレーニングセンターでは10億円から20億

円、トータルでは25億円から45億円とされているが、馬券売上収入が急激に減少している状況では、組合独自ではその費用を捻出することができない。

⑤ ナイター競馬開催の困難性

ナイター開催は、他場を見ても、馬券売上収入に一定の効果はあるものの、その効果は暫定的であり、効果を維持するためには、観戦施設、飲食施設等の改修が必要となる。

経営診断報告書では、ナイター開催と施設の大規模改築改修で約30億円必要としており、費用対効果及び資金調達面から実現は難しい。

⑥ 財政支援の困難性

競馬組合が売上振興のために大規模な投資を行おうとしても、現在の馬券の売上状況では、財源手当は限りなく難しい。構成団体からの財政支援により財源手当を行うことは、競馬事業に安易に税金を投入することとなり、県民、市民の賛同を得られない。

⑦ 資金繰りの行き詰まり

平成8年度は実質収支が赤字となり、それ以降は、毎年歳入不足を翌年度の歳入から補填する繰上充用を行い、累積赤字約37億円及び運転資金は金融機関からの一時借入で対応している。しかし、馬券売上収入の減少が続き赤字体質から脱却できないという状況から、これ以上借入れすることは金融機関の理解が得られない。

また、資産売却による赤字の補填等は県民・市民の十分な理解が必要である。

⑧ 笠松競馬の影響

開催日程、馬券発売において、相互に連携してきた笠松競馬が廃止されれば、そのファンを取り込むことによって、逆に名古屋競馬の売上が伸びるというプラス要因も考えられるが、その見通しを数値化させることは難しい。一方、名古屋競馬の笠松場外における馬券売上収

入及び、笠松競馬を場外発売することにより得ていた業務委託収入がなくなるといったマイナス要因は明らかである。

(2) 期限を設けて再建のために最大限努力し、再建が困難となれば、速やかに廃止を決断する。

- ・ 名古屋競馬の経営状態は極めて悪く、将来の見通しも決して容易ではない。しかし、過去に地方自治体へ財政貢献してきたことや競馬関係者も多く、また、地域経済への影響も少なくないことから、経営改善の可能性を探る努力が必要である。

- ・ 競馬組合が、現在取り組んでいる平成14年度から16年度までの経営改善計画では、単年度収支の黒字化という目標は、達成が不可能という状況となっている。しかし、一方で、全国の地方競馬主催者の中には、売上振興や経費削減に努め、経営再建に向け努力しているところも見受けられる。

従って、競馬組合及び競馬関係者は、これが最後に残された道という意識をもって、以下に述べる売上振興策やコストの削減に取り組み、単年度収支の黒字化を図ることを求めたい。

- ・ なお、この単年度収支の黒字化は、名古屋競馬が存続していくための条件であって、これ以上赤字が増大することは許されない。従って、これまで2度にわたり実施してきた経営改善計画（平成10年度～12年度、平成14年度～16年度）の実績を踏まえて、再建のための期間を設け、出来る限りの努力を行った結果、収支の改善が見られず、単年度収支の均衡が見込まれない場合には、速やかに廃止を決断する必要がある。

① **PR活動の積極的な展開**

名古屋競馬のファンを増やすためには、若者・ファミリーをターゲットとして、マスコミが注目するPR活動等を積極的に展開して行く必要がある。

その際には、一般から幅広く独創的なアイデアを募集したり、競馬関係者にPR活動への参加を求め、話題性のあるPR活動とすべきである。

また、インターネット発売においても、リアルタイムの情報発信を行い、バーチャルファンの取り込みを図るべきである。

② 施設の改修によるイメージアップ

競馬事業が継続できるためには、家族連れや若者も含め多くの方が来場して、清潔感にあふれ、かつ安心してレースが観戦できる魅力ある競馬場にするために施設改修が必要である。

③ 場外発売所の設置及び広域場間場外発売の展開

場外発売所の設置については、過去の例から、地元対策、設置手続きにも相当な時間を要すると考えられるが、費用対効果を十分検討し、設置の可能性が高い候補地の掘り起こしに努め、具体化につなげる必要がある。

また、広域場間場外発売については、他場との日程調整が難しいが、全国の地方競馬の馬券を積極的に発売し、一層の拡大に向けて努力すべきである。

④ 魅力あるレースの提供

競馬事業の最も基幹的な商品である「レース」を魅力あるものにするには、経営再建には欠かせない要素である。

さらに、平成17年11月3日（祝）には、GIレースが2レース行われる「ダートの祭典」第5回ジャパン・ブリーディングファームズ・カップ（略称「JBC」という。）が、西日本で初めて名古屋競馬場において開催される。これは、中央・地方の交流によって行われる、地方競馬最大の重賞レースであり、ファンにとって非常に魅力のあるレースが提供できる。

競馬組合としては、このJBC開催の成功に向けて、早急に準備体制を整え、名古屋競馬の赤字解消や低迷脱出の糸口としなくてはならない。

⑤ 新種馬券（三連勝式・重勝式）の導入

売上が厳しい中で、売上の拡大に寄与するための有効な手段として、投票法の種類を増やし、ファンの選択肢を拡げることが考えられるが、一方、購入単価が下がり、全体としては必ずしも売上増とならないこともある点を考慮しなければならない。

⑥ 電話・インターネット投票の拡大

他の地方競馬との連携や民間企業への委託などの方法を取り入れ、また、出走馬の戦績表、予想、オッズ等の情報を提供して、顧客の購買意欲をかき立てるべきである。

さらに、民間業者からの参入申し入れに際しては、競馬の収益に資するかどうかを判断しなくてはならない。

⑦ 固定経費の削減

定年退職者に代わる嘱託員の補充、従事員賃金、さらには、賞金・諸手当等の削減を今までも実施してきた。しかし、競馬事業を存続できるかどうかの瀬戸際に立たされた今、弥富町への補助金も含めて、更なる固定費の大幅な見直しが必要である。

⑧ 国、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等への要請

今回の法改正が、競馬制度の抜本的な改革となっておらず、地方競馬の経営再建見通しが立てられない以上、今後も積極的な要請活動を行うことが必要である。

また、地方競馬の厳しい経営状況を踏まえ、売得金の約1%を地方競馬全国協会へ支出する交付金については、単年度収支が赤字の場合には還付するなど制度の見直しを図ることを要請すべきである。

(3) 廃止する場合に検討すべき課題

構成団体及び競馬組合は、廃止が不可避となった場合には、以下にあげる諸課題及び関連する事項について調査、検討を行っておく必要がある。

- ① 生活再建支援策（生活救済、再就職・住宅の斡旋）等、競馬関係者に対する十分な配慮
- ② 累積赤字及び事業廃止に伴う諸経費の処理方法
- ③ 名古屋競馬場、弥富トレーニングセンターそれぞれの処分方法

おわりに

本懇談会は、名古屋競馬を施行する競馬組合の構成団体である、愛知県、名古屋市及び豊明市からの要請に基づき、今後の名古屋競馬のあり方についての分析を行った上で、名古屋競馬を今後、どのようにしていくべきかについて、一切の先入観を持つことなく、真摯に議論を行ってきた。構成団体にあっては、この提言を真剣に受け止め、今後の名古屋競馬の可能性を十分に検討して、県民及び市民が納得できる結論を導き出すよう、要望する。

地方競馬を取り巻く状況は依然として厳しく、今後の名古屋競馬の前途は決して平坦な道のりではない。また、廃止するに至った場合は、今まで真剣に競馬に取り組んできた関係者への配慮、累積債務の処理方法、競馬組合の財産処分の方角など、いずれも重要な問題である。しかし、いずれの途を進むにせよ、残された時間は少ない。構成団体、競馬組合及び競馬関係者は、結論を先伸ばしすることなく、名古屋競馬の方角を出した後は、一致団結してその方角に邁進されることを切望する。

参 考 资 料

1 名古屋競馬のあり方懇談会開催要綱

第1 趣 旨

名古屋競馬を主催する愛知県競馬組合は、馬券の売上が年々減少するなど厳しい経営状況にある。

このため、愛知県、名古屋市及び豊明市は、構成団体として名古屋競馬の今後のあり方について幅広く意見を聴取するため、外部有識者等による名古屋競馬のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 検討事項

懇談会は、次の事項について検討する。

- 1 名古屋競馬の今後のあり方について
- 2 国等に対する要望について
- 3 その他必要な事項

第3 委 員

- 1 懇談会は、委員10人以内で構成する。
- 2 委員の任期は、懇談会の終了する日までとする。

第4 座 長

- 1 懇談会には座長を置き、座長は委員の互選とする。
- 2 座長は、懇談会を統括する。
- 3 座長が不在の時は、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

第5 運 営

- 1 懇談会は、座長が招集し、これを主催する。
- 2 座長は、必要があると認められるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第6 事 務 局

懇談会の事務局は、愛知県農林水産部畜産課内に置く。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

2 名古屋競馬のあり方懇談会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
【座長】 <small>おくの のぶひろ</small> ○奥野 信宏	中京大学経済学部教授（前名古屋大学副総長）
【副座長】 <small>うえだ けいすけ</small> ○上田 圭祐	監査法人トーマツ名古屋事務所地区代表社員
<small>おがわ ひかる</small> ○小川 光	名古屋大学大学院経済学研究科助教授
<small>おの あきひろ</small> 小野 明鴻	名古屋商工会議所常務理事
<small>たかだ ひろこ</small> 高田 弘子	都市調査室代表
<small>なかにし ひでお</small> 中西 英夫	株式会社中日新聞社中日スポーツ総局報道部長
<small>なかまる ただし</small> 中丸 忠	株式会社UFJ総合研究所名古屋研究開発本部研究開発第2部長
<small>のぶくに たくふみ</small> 信國 卓史	地方競馬全国協会理事
<small>はしづめ ようぞう</small> 橋 詰 洋三	中京大学法科大学院院長
<small>はら りょうま</small> ○原 良馬	競馬評論家

氏名の○印は、小部会委員。

3 名古屋競馬のあり方懇談会開催実績

区 分	時 期	検 討 内 容
第 1 回懇談会	4月27日	競馬制度、地方競馬を巡る情勢、競馬組合の概要及び経営状況等
第 2 回懇談会	6月10日	本場現地調査、競馬関係者（5団体＝愛知県馬主協会、愛知県調教師代表者、愛知県騎手会、東海地方競馬厩務員労働組合、全名古屋競馬労働組合）からのヒアリング等
第 3 回懇談会	8月 5日	経営診断中間報告、競馬及び他公営競技の状況等
第 4 回懇談会	9月 6日	弥富トレセン現地調査、大井競馬場等のナイター開催状況、名古屋競馬のあり方、アンケート調査等
競馬組合議会 との意見交換会	9月16日	あり方懇談会委員（座長、副座長）と競馬組合議会議員との意見交換会
大井競馬場調査	10月 1日	大井競馬場におけるナイター競馬調査
第 5 回懇談会	10月14日	経営診断報告、名古屋競馬のあり方等
第 1 回小部会	10月28日	提言に向けての論点整理
第 2 回小部会	11月19日	試案の検討
第 3 回小部会	12月 9日	試案の検討
第 4 回小部会	12月13日	試案の検討
第 6 回懇談会	12月13日	小部会試案の検討
第 5 回小部会	12月19日	提言（案）の検討
第 7 回懇談会	12月27日	提言のとりまとめ